

平成21年1月15日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の制定について

(例規通達)

改正 平29 (務) 第42号

対号 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の制定について (昭和46年8月31日例規通達 (務) 第43号)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例 (昭和29年三重県条例第60号)、警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程 (昭和46年三重県警察本部告示第1号) 等によるほか、災害発生報告等の事務取扱いについては、対号例規通達により取り扱ってきたところであるが、関係規定の改廃等に伴い、平成20年10月1日から次のとおり取り扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

第1 協力援助者に対する災害給付の適用法令

- 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和27年法律第245号。以下「法」という。)
- 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和27年政令第429号。以下「令」という。)
- 3 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則 (平成18年国家公安委員会規則第23号)
- 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例 (昭和29年三重県条例第60号。以下「条例」という。)
- 5 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程 (昭和46年三重県警察本部告示第1号。以下「規程」という。)

第2 災害発生報告

- 1 法第2条に規定する災害が発生した場合には、次の各号に掲げる者（以下「当該所属長」という。）は、速やかに、協力援助者災害発生報告書（様式第1）によりその旨を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。
 - (1) 災害が、職務執行中の警察官に協力援助したことに起因する場合には、当該協力援助を受けた警察官を指揮する所属長
 - (2) 災害が、自ら現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たったことに起因する場合には、当該逮捕又は救助に当たった場所を管轄する警察署長
 - (3) 災害が、自ら人命の救助に当たったことに起因する場合には、当該人命の救助に当たった場所を管轄する警察署長
 - (4) 災害が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき、援助の要求により三重県警察の管轄区域内に派遣された警察庁又は他の都道府県の警察官に協力援助したことに起因する場合には、本部長の指名する者
- 2 協力援助者災害発生報告書には、事実調査書、関係者の供述調書、現場写真、見取図その他災害の発生を認定するために必要な資料のほか、その災害が職務によらないで自ら現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たったことに起因する場合には、令第2条に規定する給付の対象とならない者以外の者であることを証明する書類を、その災害が職務によらないで人命の救助に当たったことに起因する場合には、法令の規定に基づいて人命の救助に当たった者でないこと、及び令第2条の2に規定する給付の対象とならない者以外の者であることを証明する書類を添付するものとする。
- 3 この給付の事務に関する主管課は、警務部警務課とし、当該所属長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に積極的に助力するとともに、給付を受ける者の要求に応じ、速やかに、必要な証明をしなければならない。

第3 記録簿

- 1 警務部警務課に、災害給付記録簿（様式第2）、傷病給付年金記録簿（様式第2の2）、障害給付年金記録簿（様式第3）及び遺族給付年金記録簿（様式第4）を備え、必要な事項を記入するものとする。
- 2 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存するものとする。

第4 運用基準

- 1 法第2条（国及び都道府県の責任）第1項関係
 - (1) 「その他これに協力援助することが相当と認められる場合」とは、状況が急迫したような場合であって、警察官が明示による援助の依頼ができないようなとき、すなわち、援助を求めたと同様とみられる場合をいう。
 - (2) 「人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪」とは、例示の犯罪からも明らかなように、人の生命、身体又は財産に直接危害が及ぶ一連の犯罪をいい、例示以外の犯罪とし

ては、例えば、強制性交等、放火又は器物損壊の犯罪、暴行による各種犯罪が挙げられる。

およそ警察官その他権限ある者がいない場所においては、ある行為が犯罪であるか否かの認識は、一般人の判断にかかっている。しかし、判断の困難なものや紛らわしいものについて、一般人が現行犯人逮捕の挙に出ることは極めてまれであるし、またそのようなことは決して好ましいことでもない。

本条が、一見して犯罪であるとの判断が容易であり、かつ、現実明白な危険のある犯罪に限定しているのは、このような趣旨に基づくものである。

- (3) 「職務によらないで」とは、業務上の義務なくしてという意味である。したがって、例えば、デパートの守衛がデパート内での現行犯人を逮捕し、教師が暴行を受けている生徒の救助に当たるような行為は、「職務によらないで」とはいえない。
- (4) 「自ら」逮捕又は救助に当たったとは、逮捕又は救助の権限ある者の要請に基づいてではなく、純粋な義侠心に発して自発的に当たったという意味であり、他人から勧められて逮捕した場合や被害者から求められて救助した場合も含まれる。
- (5) 「被害者の救助」には、被害者を救出する行為自体のほか、正当防衛の範囲内での犯罪阻止及び被害品の回復を含む。
- (6) 当事者間の暴力的紛争を第三者の判断により解決しようとするいわゆるけんかの仲裁は、それだけでは「当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たった者」とはいえない。
- (7) 「政令で定める者」は、令第2条に規定された者であるが、本条各号列記の者は、いずれも当然自ら救済的な行動に出るべきであると認められる者又は道義的にみて災害給付を行う必要のない者若しくはそれに値しない者である。ただし、各号列記の者のうち第4号から第6号までに該当する者については、公安委員会において、その者が現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たった行為が警察官の職務に協力援助したものに該当し、かつ、その者に給付を行うことが適当であると認める者である場合は、給付の対象者となる。

なお、その認定については、単に本能的に行われる防衛の程度を超えて積極的に現行犯人の逮捕に当たったものであるかどうか、被害者又は現行犯人と協力援助者との関係の状況等により判断することとなる。

ア 第6号の「同一の世帯に属する者」とは、現実に住居及び生計を同じくしている者のことであるが、外形的には住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票を一にしているかどうかによって判断することができる。

イ 第7号の「その他被害者の当該被害の発生につき責に任ずべき者」とは、「現行犯人の当該犯罪を誘発した」程度には至らないが、なお現行犯人の当該犯罪の発生につき責任を有する者、通常の注意力をもってすれば被害者の当該被害の発生を未然に防止することができたにもかかわらず、これを故意に怠った者等をいう。

ウ 第8号の「その者の現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たった行為が警察官の職務に

協力援助したものに該当すると認める者以外の者」の例としては、

- (ア) 逮捕又は救助が、現行犯人又は被害者といわゆるなれ合いのもとに行われた場合
 - (イ) 労働争議に際し、会社側又は労働組合側が自己に有利に争議解決を図るため、又は労働争議を相手側に不利に激化させるために現行犯人たる相手方の逮捕に当たった場合
 - (ウ) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）を利用するいわゆるアタリ屋と同様に、故意に災害を受けることを目的として逮捕又は救助を行った場合
- 等が挙げられる。

2 法第2条第2項関係

- (1) 「水難」には、川、湖、海岸等における通常のでき水事故をはじめ、水害に起因するもの、海上における船舶の遭難事故等も含まれるものである。
- (2) 「その他の変事」とは、危険物の爆発、工作物の倒壊、崖崩れ、火災、高圧電流による感電事故、狂犬等の動物による事故等の異常な出来事をいう。
- (3) 「人の生命に危険が及び又は及ぼうとしている場合」とは、人の生命に危険が急迫している場合に限る趣旨である。したがって、身体に軽微な傷害を与えるにすぎないことが明らかでない場合、生命に危険があっても相当の時間的余裕がある場合等は、これに該当しない。
- (4) 「自らの危険をかえりみず」とは、危険が予想されるのかかわらず勇敢にという意味である。これは通常人に期待し得る道義的責務を超えた人命救助活動に伴う災害に対して救済しようとするものであって、危険の予想されない救助作業中の不慮の災害については適用がない。
- (5) 「職務によらないで」とは、第1項におけるそれと同じく、業務上の義務なくしてという意味である。したがって、教師が引率中の児童の溺れかかったのを救出する場合、落盤事故の発生した鉱山で会社の救出隊員が救助に当たる場合、専門的登山家が山岳登山中遭難した同行者の救助に当たる場合等は、これに該当しない。
- (6) 「法令の規定に基づいて救助に当たった者」としては、現在、消防法（昭和23年法律第186号）第25条にいう消火及び人命救助の義務又は協力義務のある者がこれに該当するのみである（消防法第36条により準用される水災を除く災害の場合も含む）。
これら法令の規定に基づいて救助に当たった者のうち、消防法第25条第2項の規定により人命の救助に当たった者がそのため災害を受けた場合には、消防法第36条の3の規定により補償されることになる。
- (7) 「その他政令で定める者」は、令第2条の2に規定された者であるが、このうち被救助者の同居の親族及びこれと同一世帯に属する者について公安委員会が認定した者に対しては、給付を行うことができることとしたのは、令第2条と同じ趣旨である。
ア 「法令の規定に基づき救助に当たるべき者」とは、警察官、海上保安官、消防吏員、消防団員等である。特別な場合としては、災害派遣の場合における自衛官、災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された場合の都道府県知事（関係職員）等がこれ

に該当する。

これらの者から援助の要求を受けて人命救助に協力して災害を受けた場合には、消防法、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)、災害救助法等の法律の規定によってそれぞれ補償されることになっている。

イ 「法令の規定に基づき救助に当たるべき者の制止にかかわらず救助に当たった者」とは、前号に該当する者が専門的立場から制止したのにもかかわらず、勝手に救助に当たった者であり、いわばこうした自殺的行為による災害についてまで都道府県が給付の責めに任ずるのは不合理であるので、除外されたものである。

なお、法令の規定に基づき救助の責務を有する者から援助要求もされず、また制止もされていない場合(例えば、消防隊到着後の火災現場で消防隊員の目の届かないところで人命救助に当たった場合)があり得るが、法第2条第2項は、救助に当たるべき者がその場にはいないことを特に要件としていないので、このような場合も、災害給付の対象となり得る。

ウ 第8号の規定については、令第2条第8号の場合と同じ趣旨のものであり、実体的にはこれに該当する事例としては、不純な動機によりなれ合いで救助に当たった者がこれに該当する。

3 法第4条(実施機関)関係

法第2条及び第3条の規定に基づき都道府県が行う給付についての実施機関は、当該都道府県が条例で定めることとされている。本県においては、条例第2条に警察本部を実施機関と規定している。ただし、令第2条及び第2条の2の括弧書きの部分に該当する者並びに令第2条第8号及び令第2条の2第8号の「警察官の職務に協力援助したものに該当すると認める者以外の者」の認定は、実施機関ではなく、専ら公安委員会の権限となっている。

4 法第5条(給付の種類)及び法第6条(給付の範囲、金額、支給方法等)関係

(1) 療養給付

ア 法第5条第1項第1号の「必要な療養」とは、令第6条各号に掲げる療養の範囲内であって、医師が必要かつ相当と認めたものである。

イ 診察の範囲、薬剤又は治療材料の支給の範囲、処置、手術その他の治療の範囲、病院又は診療所への収容の範囲、看護の範囲及び移送の範囲は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。)の例によるものとする。

ウ 療養給付は、当該負傷又は疾病が治るまで行う。

(2) 障害給付

ア 法第5条第1項第3号の「治った場合」とは、完全に治ったのみでなく、病状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合を含む。

イ 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てるものとする。

ウ 令第7条第9項の規定による障害給付は、障害年金を受ける者の請求に基づき、又は職権によりこれを行う。

(3) 介護給付

ア 令第7条の2第2項の「介護に要する費用」とは、介護人の委託料、賃金及び交通費その他介護人を雇用する費用のうち、社会通念上妥当であると認められる範囲内のものをいう。

イ 令第7条の2第2項第2号及び第4号の「親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日」とは、介護に要する費用を支出せずに親族又は知人等から介護を受けた日をいう。

ウ 令第7条の2第2項第2号の「新たに介護給付の給付の事由が生じた月」には、同条第1項本文に規定する介護給付を支給すべき事由が消滅した翌月以降に、再び介護給付を支給すべき事由が生じた月が含まれる。

エ 介護給付を支給すべき事由が消滅した月に係る介護給付の支給については、その月の初日から当該事由が消滅した日までの間に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある場合には、令第7条の2第2項第2号又は第4号に規定する額を給付する。

オ 令第7条の2第1項第1号に掲げる病院又は診療所若しくは同項第2号に掲げる施設から退院又は退所した月については、「新たに介護給付の給付の事由が生じた月」には含まない。

カ 規程第4条第2項第1号の「医師等の証明書」とは、介護を要する状態の決定に必要な内容が記載された医師又は歯科医師の診断書等をいう。

キ 規程第4条第2項第2号の「介護に要する費用として支出された額を証明できる書類」とは、介護人から徴した領収書、明細書等をいう。

ク 規程第4条第2項第3号の「親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを認めることができる書類」とは、介護に当たった親族等の申立書等をいう。

(4) 遺族給付

ア 法第5条第1項第5号及び第6号の「死亡した場合」には、療養中死亡し、又は傷病の再発により死亡した者を含む。

イ 令第9条第1項の「婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を配偶者として取り扱うのは、協力援助者に戸籍上の配偶者が不在の場合に限るものである。また、その者が戸籍上他人の配偶者であるときは、協力援助者の配偶者として取り扱うことはできない。

ウ 令第10条第1項の「生計を同じくしている」とは、遺族給付年金を受ける権利を有する者との同一の生計単位内の一員であることをいい、必ずしも同居している必要はない。

エ 令第10条の5第1項第3号の「主として協力援助者の収入によって生計を維持していたもの」の認定については、おおむね次の基準により行うものとする。

(ア) その者の勤労所得、資産所得、事務所得等の所得年額が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）に基づいて定められる扶養親族の認定基準以下であること。

(イ) 協力援助者が他の者と共同して同一人を扶養している場合は、その協力援助者が主として扶養している者に限ること。

(ウ) 令第10条の9第4項の支払額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(5) 葬祭給付

法第5条第1項第6号の「葬祭を行う者」は、死亡した協力援助者の遺族のみならず、現実にその死亡した協力援助者の葬祭を行った者とする。

(6) 休業給付

ア 法第5条第2項の「従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合」とは、従前に得ていた業務上の収入の一部又は全部を得ることができない場合をいう。したがって、その一部の収入を得ることができる場合の休業給付の額は、給付基礎額からその日における業務上の収入を差し引いた額の100分の60となる。

イ 令第13条の「従前得ていた業務上の収入を得ることができない期間」には、協力援助者が休日その他これに類する業務に従事しないことを例とする日を含むものとする。

ウ 休業給付の請求には、特に給付を必要とすると認めることができる詳細な理由書を添付するものとする。

(7) 未支給の給付

令第12条の2第1項の「生計を同じくしていたもの」は、(4)ウと同義である。

(8) 給付基礎額

給付基礎額は、療養給付以外の給付の基準となるもので、警察官の職務に協力援助したことによって被った災害に対する給付であるため直ちに協力援助者の収入を基礎とすることなく、警察官の標準的な給与額を基準として計算した額の範囲内で令第5条第2項本文に定められている。ただし、協力援助者が通常得ている収入の日額が、令第5条第2項本文に定める給付基礎額より高い場合は、令第5条第2項ただし書に定める額まで増額できることとなっているが、この場合、これを証する給与証明書等が必要である。

5 法第9条（時効）関係

時効の起算日は、次に掲げる日の翌日とする。

(1) 療養給付については、負傷又は疾病が治った日

(2) 障害給付年金については、負傷又は疾病の治った日の属する月の翌月の初日

(3) 障害給付一時金については、(4)の場合を除き負傷又は疾病の治った日

(4) 令第7条第8項の規定による障害給付一時金については、障害の程度に変更があった日の属する月の翌月の初日

- (5) 遺族給付年金については、(6)の場合を除き、協力援助者が死亡した日の属する月の翌月の初日（協力援助者の死亡の当時胎児であった子が出生したことにより遺族給付年金を受ける権利を有する者となったときの遺族給付年金は、その子が出生した日の属する月の翌月の初日）
- (6) 令第10条の2第1項後段の規定による遺族給付年金については、同項前段の規定により遺族給付年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した日の属する月の翌月の初日
- (7) 令第10条の4第1号の規定による遺族給付一時金については、協力援助者が死亡した日
- (8) 令第10条の4第2号の規定による遺族給付一時金については、遺族給付年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した日の属する月の翌月の初日
- (9) 葬祭給付については、協力援助者が死亡した日
- (10) 休業給付については、業務に従事することができるようになった日
- (11) 未支給の給付については、給付を受ける権利を有する者が死亡した日

様式第 1

協力援助者災害発生報告書

三重県警察本部長 殿 協力援助者の災害が下記のとおり発生したので報告します。	文 書 番 号	
	報 告 年 月 日	年 月 日
	官職氏名	印
1 協力援助を受けた者 官職階級 氏 名 (年 月 日生)		
2 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 職 業 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
3 給付を受けるべき者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係		
4 災害発生場所		
5 災害発生の日時 年 月 日 午 前 時 分頃 午 後		
6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見 剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項		
11 医師の証明 7 から 9 までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の 名 称 医師氏名 印		

(注)

- 1 各項の欄内に記入できないときは、別紙としてもよい。
- 2 添付された診断書等に 7 から 9 まで及び 10 に掲げる事項が記載されているときは、11 の医師の証明は省略してもよい。

(A 4)

様式第2

災 害 給 付 記 録 簿

(表)

No. _____

1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)	9 災害発生の状況とその原因	13 遺族給付	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	
			<input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額 円	
年 月 日 支給決定支払				
受給権者			氏 名	協力援助者との続柄
2 協力援助を受けた者 所 属 官職階級 氏 名		14 葬祭給付	金額 円	
3 負傷又は発病年月日 年 月 日			年 月 日 支払	
4 傷病及び傷病の部位	15 障害給付年金 差額一時金	葬祭を行った者の氏名及び協力援助者との続柄 又は関係		
5 傷病等級該当年月日 年 月 日		金額 円		
6 傷病の治癒年月日 年 月 日		年 月 日 支払		
7 死亡年月日 年 月 日	10 給付基礎額 円	受給権者	氏 名	協力援助者との続柄
8 認定の通知年月日 年 月 日	11 傷病給付	12 障害給付	傷病等級 第 級 号	
			年 月 日 支給決定	
		16 障害給付年金 前払一時金	<input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金	
			障害等級 第 級 号 <input type="checkbox"/> 準用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重	
		17 遺族給付年金 前払一時金	<input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額	
			年 月 日 支給決定支払	
			金額 円	
			年 月 日 支払	
			金額 円	
			年 月 日 支払	

(A4)

(年度)

(裏)

18 療 養 給 付			19 休 業 給 付			20 介 護 給 付			備 考
支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	日 数	金 額	支 払 年 月 日	支給に係る月	金 額	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
年 月 日	日	円	年 月 日	日	円	年 月 日		円	
計	日	円	計	日	円	計		円	
本年度までの累計	日	円	本年度までの累計	日	円	本年度までの累計		円	

様式第2の2

傷 病 給 付 年 金 記 録 簿 (表)

No. _____

災害給付記録簿番号	
-----------	--

1	年金証書の番号	第	号	7 傷 病 給 付 年 金 の 額	年	月	から	(給付基礎額)	×	(倍数)	=	円
	2	受給権者の氏名	(年	月	日)	年	月	から	×	=
3 住 所					年	月	から	×	=	円		
					年	月	から	×	=	円		
					年	月	から	×	=	円		
4 傷 病 等 級	第	級	(年	月	日)	備 考				
	第	級	(年	月	日)						
	第	級	(年	月	日)						
5	支給開始年月	年	月									
6	傷病の名称、部位及びその状態											

(A4)

(裏)

8 支給に係る月	9 支払年月日	10 支払金額	備考
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累 計		円	

様式第3

障 害 給 付 年 金 記 録 簿

(表)

No. _____

災害給付記録簿番号	
-----------	--

1 年金証書の番号 第 号	6 障害給付年金の額	年 月から	(給付基礎額) (倍数) × = 円	
		年 月から	× = 円	
		年 月から	× = 円	
2 受給権者の氏名 (年 月 日生)		備 考		
3 住 所				
4 障 害 等 級	第 級 (年 月 日決定)			
	第 級 (年 月 日決定)			
	第 級 (年 月 日決定)			
5 支給開始年月	年 月			

(A4)

(裏)

7 支給に係る月	8 支払年月日	9 支払金額	備考
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累	計	円	

様式第4

遺 族 給 付 年 金 記 録 簿

(表)

No. _____

災害給付記録簿番号	
-----------	--

1 遺族給付年金受給資格者	氏 名	生 年 月 日	住 所	協力援助者との続柄	受給者となった年月日	その事由	年金証書の番号	

2 遺族給付年金の額	年 月から	(給付基礎額) × (倍 数) =	円
	年 月から		
	年 月から		
	年 月から		
	年 月から		

(A4)

